

在宅療養支援病院(在支病) 5つの指針

1. 24時間の在宅療養支援体制が整備されていること
2. 在宅療養支援診療所（在支診）等と連携がとれていること
3. 在宅患者の緊急検査、緊急入院ができること
4. 十分なりハビリテーション提供体制を有すること
5. 入院時から退院計画を立て、早期在宅復帰に努めていること

[指針の補足説明]

在支病の在宅療養支援体制

- ・ 24時間・365日の相談窓口、往診体制、訪問看護体制（訪問看護ステーションとの連携可）を有する
- ・ 往診体制については、当直医が複数であれば、他の1人は往診可とする
- ・ その他、訪問リハビリテーション、訪問栄養指導、訪問服薬指導等の訪問系サービスを有する

在支診等との連携

- ・ 在支診等の医師からの往診などの要請を受諾する
- ・ 在宅支援カンファレンスなどを共同開催する
- ・ 在支診等の医師が在支病の嘱託医として登録すれば、在支病の往診も一部担当可とする

在宅患者の救急

- ・ 在支診、在支病等の要請による救急搬送は、原則としてすべて受け入れる
- ・ 在宅からの緊急検査、緊急入院を、積極的に引き受ける
- ・ 必要性に応じ、高度専門医療機関との連携を図る

在支病でのリハビリテーション

- ・ 入院早期から十分なりハビリテーションを提供することで、廃用症候群等の予防に努め、早期退院を図る

早期の在宅復帰体制

- ・ 入院時から退院計画を立てることにより、できるだけ早期に紹介元の在宅医に逆紹介するよう努める